



島根県報

平成16年10月26日(火)
第 1 619 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 1

告 示

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (環 境 政 策 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 3

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

土地改良事業施行の認可 (農 村 整 備 課) 4

換地計画書の縦覧 (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 4

公有水面埋立ての免許 (漁 港 漁 場 整 備 課) 5

廃川敷地等の発生 (河 川 課) 6

道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 6

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会 計 課) 7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 8

公安規則

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則 (警 察 本 部) 8

収用委告示

収用の裁決手続の開始の決定 (2 件) 10

公布された条例等のあらまし

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第86号)

1 規則の概要

(1) 地方自治法の改正による公の施設の管理委託制度が廃止されたことに伴う規定の整理 (第 9 条関係)

(2) 様式を改正することとした。(様式第 1 号その 2・様式第 2 号その 2 関係)

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規

則

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第86号

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成5年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「条例第9条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「条例第9条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

様式第1号その2及び様式第2号その2中

「

人	夜	円	円
---	---	---	---

を

」

「

未就学児	人夜	円	円
小学生・ 中学生・ 高校生	人夜	円	円
その他	人夜	円	円

に改める。

」

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第1,060号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表Aの項当てはめる地域の欄中「平田市」の次に「雲南市」を加え、「木次町」を削り、同表Bの項当てはめる地域の欄中「益田市」を「益田市（旧匹見町の区域を除く。）」に改め、「平田市」の次に「雲南市（旧加茂町の区域及び旧三刀屋町の区域を除く。）」を加え、「大東町 木次町」を削り、同表Cの項当てはめる地域の欄中「平田市」の次に「雲南市（旧大東町の区域を除く。）」を加え、「木次町」を削り、同表備考第2号中「ものを」の次に「いい、「旧匹見町の区域」、「旧加茂町の区域」、「旧三刀屋町の区域」及び「旧大東町の区域」とは、平成16年10月31日現在のものを」を加える。

島根県告示第1,061号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ピュアライフ 島根	痴呆対応型共 同生活介護	グループホーム 暖談	簸川郡大社町大字遙堪 666番地	平成16年10月15日
有限会社 ピュアライフ 島根	通所介護	デイサービス 暖談	簸川郡大社町大字遙堪 666番地	平成16年10月15日

島根県告示第1,062号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 愛宕会	あたご会居宅介護支援事業 所	隠岐郡隠岐の島町郡425番5	平成16年10月14日

島根県告示第1,063号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定（平成15年島根県告示第19号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表中益田市の部に次のように加える。

旧美都町の区域	30アール
旧匹見上村の区域	40アール
旧匹見下村の区域	30アール

表中平田市の部の次に次のように加える。

雲南市	旧大東町の区域	40アール
	旧海潮村の区域	40アール
	旧温泉村の区域	40アール
	旧斐伊村の区域	40アール
	旧木次町の区域	30アール
	旧日登村の区域	40アール
	木次町上熊谷及び 木次町下熊谷	30アール
	旧三刀屋町の区域	30アール
	旧掛合村の区域	40アール

表中大東町の部から掛合町の部まで並びに美都町の部及び匹見町の部を削り、同表備考中「平成16年9月30日現在」の次に「、益田市のうち旧美都町の区域及び雲南市のうち旧三刀屋町の区域は平成16年10月31日現在」を加える。

島根県告示第1,064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
益田市土地改良区	白上地区区画整理事業（経営構造対策事業）	平成16年10月18日

島根県告示第1,065号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、頓原町土地改良区理事長から殿居地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年10月26日から21日間

3 縦覧の場所

頓原町役場

島根県告示第1,066号

平成16年島根県告示第981号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地番	保安林の所有者	住所
(安来)	(伯太)	(冠せず) 上小竹	1227続1	仙台 種子	安来市伯太町上小竹326

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第1,067号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 免許の年月日

平成16年10月18日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町津戸赤碕906番地6から同郡同町津戸赤碕903番地に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位（D.L. + 0.410m）における公有水面と陸地との境界線及び、①の地点と⑥の地点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域。

①の地点 隠岐郡隠岐の島町津戸四敷島・四敷島灯台の北東方740mの「シャクリ島隠岐シャクリ島標（北緯36度09分42秒、東経133度14分36秒）」から16度13分59秒、1430.63mの地点

②の地点 ①の地点から87度50分08秒、4.76mの地点

③の地点 ②の地点から172度51分21秒、56.86mの地点

④の地点 ③の地点から82度51分21秒、5.00mの地点

⑤の地点 ④の地点から172度51分21秒、40.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から262度51分21秒、15.51mの地点

ウ 面積

997.59m²

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町津戸赤碕906番地1から同郡同町津戸赤碕903番地に至る間の土地の地内、並びに同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、Aの地点とOの地点とを結んだ線によって囲まれた区域。

Aの地点 隠岐郡隠岐の島町津戸四敷島・四敷島灯台の北東方740mの「シャクリ島隠岐シャクリ島標（北緯36度09分42秒、東経133度14分36秒）」から14度21分47秒、1440.57mの地点

Bの地点 Aの地点から49度52分10秒、103.47mの地点

Cの地点 Bの地点から136度44分06秒、40.50mの地点

Dの地点 Cの地点から153度26分38秒、22.63mの地点

Eの地点 Dの地点から161度31分37秒、41.08mの地点

Fの地点 Eの地点から207度27分42秒、29.81mの地点

Gの地点 Fの地点から159度04分39秒、84.77mの地点

Hの地点 Gの地点から244度41分57秒、82.16mの地点

Iの地点 Hの地点から329度42分21秒、47.37mの地点

Jの地点 Iの地点から348度34分46秒、19.48mの地点

Kの地点 Jの地点から349度29分04秒、22.38mの地点
Lの地点 Kの地点から350度05分27秒、6.84mの地点
Mの地点 Lの地点から348度54分35秒、7.77mの地点
Nの地点 Mの地点から341度27分25秒、9.93mの地点
Oの地点 Nの地点から308度46分37秒、46.70mの地点

ウ 面積

17,861.57m²

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第1,068号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県隠岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄田信義

1 河川の名称

二級河川久見川水系久見川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成16年10月26日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 隠岐郡隠岐の島町久見大事原453番2地先
- (2) 隠岐郡隠岐の島町久見中瀬398番2地先
- (3) 隠岐郡隠岐の島町久見中瀬398番2地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 147.18平方メートル
- (2) 土地 138.64平方メートル
- (3) 土地 397.64平方メートル

島根県告示第1,069号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄田信義

1 道路の位置

隠岐の島町城北町467番1、同469番3、同533番4、同477番の一部、同476番

2 道路の幅員

4.0メートル

3 道路の延長

95.55メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、コンクリート側溝、境界ブロック及び金属プレートを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年10月19日 第 3 号

備考

別紙図面は、隠岐支庁土木建築局及び隠岐の島町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第1,070号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 号の表を次のように改める。

3 収納代理金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納事務
株式会社鳥取銀行		
株式会社広島銀行		
株式会社山口銀行		
株式会社島根銀行		
米子信用金庫		
津和野信用金庫		
商工組合中央金庫		
信用組合広島商銀		
中国労働金庫		
しまね信用金庫		
日本海信用金庫		
島根中央信用金庫		
出雲信用組合		
島根益田信用組合		
くにびき農業協同組合		
やすぎ農業協同組合		
隠岐農業協同組合		
隠岐どうぜん農業協同組合		
雲南農業協同組合		
いずも農業協同組合		
斐川町農業協同組合		
石見銀山農業協同組合		
島根おおち農業協同組合		
いわみ中央農業協同組合		
西いわみ農業協同組合		
島根県信用漁業協同組合連合会		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石央福祉事業開発研究会

3 代表者の氏名

小川憲治

4 主たる事務所の所在地

浜田市紺屋町43番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、全国一少子高齢化が進む島根県において、豊富な自然環境を生かして高齢者や、都会でストレスを抱えた人々の保養施設を充実させ、皆が生き生きと住み易い地域とする事を目指し、島根県民及び中国地方の人々に対して、福祉、老人介護を中心とした事業を行うとともに、そこから派生する関連事業立上げの為の支援を行い、少子を食い止め、充実した高齢社会を創造し、そして地域経済活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

公 安 委 員 会 規 則

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月26日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第11号

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正）

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表木次警察署署所在地の項中「大原郡木次町大字木次」を「雲南市木次町木次」に改め、同表木次警察署日登駐在所の項位置の欄中「大原郡木次町大字寺領」を「雲南市木次町寺領」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡木次町大字東日登」を「雲南市木次町東日登」に改め、同表木次警察署温泉駐在所の項位置の欄中「大原郡木次町大字平田」を「雲南市木次町平田」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡木次町大字湯村」を「雲南市木次町湯村」

に改め、同表木次警察署加茂駐在所の項位置の欄中「大原郡加茂町大字加茂中」を「雲南市加茂町加茂中」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡加茂町」を「雲南市加茂町」に改め、同表木次警察署西大東駐在所の項位置の欄中「大原郡大東町大字仁和寺」を「雲南市大東町仁和寺」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡大東町大字前原」を「雲南市大東町前原」に改め、同表木次警察署大東駐在所の項中「大原郡大東町大字大東」を「雲南市大東町大東」に改め、同表木次警察署阿用駐在所の項位置の欄中「大原郡大東町大字東阿用」を「雲南市大東町東阿用」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡大東町大字下久野」を「雲南市大東町下久野」に改め、同表木次警察署佐世駐在所の項位置の欄中「大原郡大東町大字下佐世」を「雲南市大東町下佐世」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡大東町大字西阿用」を「雲南市大東町西阿用」に改め、同表木次警察署海潮駐在所の項位置の欄中「大原郡大東町大字北村」を「雲南市大東町北村」に改め、同項所管区の区域の欄中「大原郡大東町大字中湯石」を「雲南市大東町中湯石」に改める。

本則の表掛合警察署署所在地の項中「飯石郡掛合町大字掛合」を「雲南市掛合町掛合」に改め、同表掛合警察署多根駐在所の項中「飯石郡掛合町大字多根」を「雲南市掛合町多根」に改め、同表掛合警察署波多駐在所の項中「飯石郡掛合町大字波多」を「雲南市掛合町波多」に改め、同表掛合警察署鍋山駐在所の項位置の欄中「飯石郡三刀屋町大字乙加宮」を「雲南市三刀屋町乙加宮」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡三刀屋町大字殿河内」を「雲南市三刀屋町殿河内」に改め、同表掛合警察署飯石駐在所の項位置の欄中「飯石郡三刀屋町大字多久和」を「雲南市三刀屋町多久和」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡三刀屋町大字粟谷」を「雲南市三刀屋町粟谷」に改め、同表掛合警察署三刀屋駐在所の項中「飯石郡三刀屋町大字三刀屋」を「雲南市三刀屋町三刀屋」に改め、同表掛合警察署吉田駐在所の項中「飯石郡吉田村大字吉田」を「雲南市吉田町吉田」に改め、同表掛合警察署田井駐在所の項位置の欄中「飯石郡吉田村大字深野」を「雲南市吉田町深野」に改め、同項所管区の区域の欄中「飯石郡吉田村大字上山」を「雲南市吉田町上山」に改める。

本則の表益田警察署匹見下駐在所の項中「美濃郡匹見町大字澄川」を「益田市匹見町澄川」に改め、同表益田警察署匹見上駐在所の項中「美濃郡匹見町大字匹見」を「益田市匹見町匹見」に改め、同表益田警察署都茂駐在所の項位置の欄中「美濃郡美都町大字山本」を「益田市美都町山本」に改め、同項所管区の区域の欄中「美濃郡美都町大字都茂」を「益田市美都町都茂」に改め、同表益田警察署二川駐在所の項中「美濃郡美都町大字宇津川」を「益田市美都町宇津川」に改める。

本則の表中「西郷警察署」を「隠岐の島警察署」に改める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第 2 条 島根県道路交通法施行細則 (昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表高速自動車国道 (中国横断自動車道・尾道松江線) の項中「飯石郡三刀屋町大字三刀屋」を「雲南市三刀屋町三刀屋」に改める。

(島根県警備業法施行細則の一部改正)

第 3 条 島根県警備業法施行細則 (昭和58年島根県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表中「仁多町」を「益田市匹見町、雲南市吉田町、仁多町」に改め、「、吉田村」及び「、匹見町」を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第 4 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則 (昭和60年島根県公安委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表中

三成あたご神社例祭のある日の翌日	仁多郡仁多町の区域	を
横田えびす祭り、あたご祭りのある日の翌日	仁多郡横田町の区域	
七福神祭のある日の翌日	大原郡木次町の区域	
大東七夕祭りのある日の翌日	大原郡大東町の区域	

三刀屋天神宮夏祭りのある日の翌日	飯石郡三刀屋町の区域
------------------	------------

七福神祭、大東七夕祭り、三刀屋天神宮夏祭り のある日の翌日	雲南市の区域
三成あたご神社例祭のある日の翌日	仁多郡仁多町の区域
横田えびす祭り、あたご祭りのある日の翌日	仁多郡横田町の区域

に改める。

(警察署協議会の運営等に関する規則の一部改正)

第 5 条 警察署協議会の運営等に関する規則(平成13年島根県公安委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表中「島根県西郷警察署協議会」を「島根県隠岐の島警察署協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第 2 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の 2 の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、同条の規定により告示する。

平成16年10月26日

島根県収用委員会会長 吾 郷 計 宣

1 起業者の名称

島根県松江市殿町 1 番地

島根県

上記代表者

島根県知事 澄田信義

2 事業の種類

二級河川八尾川水系八尾川広域基幹河川改修事業(有木川工区)並びにこれに伴う町道中条173号線及び中条78号線付替事業

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 島根県隠岐郡隠岐の島町有木坂根地内

(単位: m²)

地 番	地 目		地 積		収用しようとする 土地の面積	備 考
	公簿	現況	公簿	実測		
3 番 1	宅地	宅地	1,336.49	1,336.61	658.11	一部(区域は別図のとおり) 別図省略
3 番 7	宅地	宅地	593.85	593.90	438.32	

4 土地所有者の氏名及び住所

山口正嗣

岡山県岡山市豊成一丁目22番16号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

有限会社ピースグリーン

代表取締役 山口正嗣
 岡山県岡山市豊成一丁目22番16号
 根抵当権
 株式会社整理回収機構
 代表取締役社長 奥野善彦
 東京都中野区本町二丁目46番1号
 根抵当権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成16年10月18日

島根県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、同条の規定により告示する。

平成16年10月26日

島根県収用委員会会長 吾 郷 計 宜

1 起業者の名称

島根県松江市殿町1番地
 島根県
 上記代表者
 島根県知事 澄田信義

2 事業の種類

県道安来伯太日南線道路改良工事(島根県能義郡伯太町大字東母里～大字井尻地内)並びにこれに伴う普通河川、農業用排水路、町道神宮寺線、町道母里井尻線付替工事及び一級河川斐伊川水系伯太川改修工事(注 事業認定告示の際の表記をそのまま用いている。)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 島根県安来市伯太町

(単位: m²)

所在	地番	地 目		地 積		収用しようとする 土地の面積	備 考
		公簿	現況	公簿	実測		
東母里	2609番1	田	田	1,694	1,700.69	855.21	一部(その区域は別図のとおり)別図略
東母里	2609番5	畑	畑	26	26.04	26.04	全筆
東母里	75番1	田	畑	371	371.18	77.41	一部(その区域は別図のとおり)別図略
東母里	75番4	畑	畑	60	61.84	42.60	一部(その区域は別図のとおり)別図略
東母里	75番5	田	畑	369	374.75	271.39	一部(その区域は別図のとおり)別図略
西母里	2番	山林	山林	502	922.67	371.36	一部(その区域は別図のとおり)別図略
西母里	6番1	原野	山林	458	458.45	382.21	一部(その区域は別図のとおり)別図略

- 4 土地所有者の氏名及び住所
持分12分の1 小松原 榮
大阪府吹田市山田西3丁目21番1-901号
持分12分の11 小松原治利
島根県安来市伯太町東母里16番地1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成16年10月18日